資料５

平成２５年度高齢者虐待防止関係事業予算及び取り組み内容について

１．事業目標

各区健康福祉課、地域包括支援センター、地域保健福祉センター（または健康福祉課地域保健福祉担当）等の相談体制の充実と地域の関係者の理解を深めていくことで、虐待の防止と養護者への支援をすすめる。

２.予算内訳　　6,815 千円

（１） 連絡協議会　180 千円

継続して開催し、関係者との連携・協力体制を検討しその構築に資する。

（２）高齢者虐待相談専任職員（社会福祉士）配置１名　2,483 千円

専門的視点での相談助言と事例からの課題整理をすすめる。

（３）緊急保護施設１床　840 千円

高齢者虐待防止のための緊急一時保護施設を確保する。

（４）老人福祉法によるやむを得ない事由による措置費　2,058 千円

特養・ショートステイ・グループホームへの措置

（５）高齢者虐待防止のための啓発活動　282 千円

パンフレット、ポスターを作成し、虐待防止の意識と相談窓口を一般市民への啓発活動をすすめる。

（６）地域包括支援センター高齢者虐待防止部会

高齢者虐待対応及び防止に関する業務を取り組みの充実を図るため、各区地域包括支援センターの代表で構成し、地域包括支援センター連絡会の部会として設置する。（年３回　６月、９月、１２月）

検討内容

高齢者虐待対応、予防活動の課題の検討・改善、権利擁護の啓発について・職員のスキルアップについて等

（７）高齢者虐待対応のための体制整備・ネットワーク構築への取り組み推進

・各地域包括支援センターによる地域ケア会議・各区による高齢者ケア会議
・認知症サポーター養成講座の開催継続
・高齢者虐待対応専門職チームの活用

（８）高齢者虐待を発生させないための関係職員の研修の充実　972 千円

高齢者虐待防止法及び支援の中心となる関係職員に対して研修を実施し、虐待にあたるうえでの専門的視点、技術を習得し、実践力の向上を図る。

平成 24 年度より、社会福祉法人新潟市社会福祉協議会へ委託して実施。

対象：区健康福祉課担当者、地域包括支援センター、地域保健福祉センター職員

内容：高齢者虐待対応と権利擁護・高齢者虐待対応における情報収集・虐待対応における適切な区市町村権限行使・アセスメントと支援計画、モニタリング・高齢者虐待対応の評価・高齢者虐待防止ネットワークの構築　等